第九条　法第十二条第三項の場合において、当該消滅した法人が行った法第十条第一項に規定する返金措置、同項の認定の申請、同条第四項の規定による報告、同条第六項の規定による変更の認定の申請若しくは法第十一条第一項の規定による報告（以下この条及び第十三条において「実施予定返金措置計画申請等」という。）又は当該消滅した法人が受けた法第十条第一項の認定、同条第六項の規定による変更の認定、同条第八項の規定による同条第一項の認定（同条第六項の規定による変更の認定を含む。）の取消し若しくは法第十五条第一項の規定による通知（以下この条及び第十三条において「実施予定返金措置計画認定等」という。）は、法第十二条第三項の規定により合併後存続し、又は合併により設立された法人がしたとみなされる課徴金対象行為について、当該合併後存続し、若しくは合併により設立された法人が行った実施予定返金措置計画申請等又は当該合併後存続し、若しくは合併により設立された法人が受けた実施予定返金措置計画認定等とみなして、法第十条及び第十一条の規定を適用する。

（法第十二条第四項の場合における法第八条第二項及び第三項並びに第九条から第十一条までの規定の適用）

第十条　法第十二条第四項の場合において、当該消滅した法人が行った課徴金対象行為後取引又は不当顧客誘引解消措置は、同項の規定により同項に規定する特定事業承継子会社等（以下単に「特定事業承継子会社等」という。）がしたとみなされる課徴金対象行為について、当該特定事業承継子会社等が行った課徴金対象行為後取引又は不当顧客誘引解消措置とみなして、法第八条第二項の規定を適用する。

第十一条　法第十二条第四項の場合における法第八条第三項の規定の適用については、次項に定めるものを除き、同条第三項中「当該表示をした事業者」とあるのは「第十二条第四項に規定する特定事業承継子会社等」と、「当該事業者」とあるのは「当該特定事業承継子会社等（当該特定事業承継子会社等が二以上ある場合にあつては、当該特定事業承継子会社等のいずれも）」とする。

2　法第十二条第四項の場合において、当該消滅した法人が法第八条第三項の規定による資料の提出の求めを受けたときにおける同項の規定の適用については、同項中「当該事業者」とあるのは、「当該事業者又は第十二条第四項に規定する特定事業承継子会社等（当該特定事業承継子会社等が二以上ある場合にあつては、当該特定事業承継子会社等のいずれも）」とする。

第十二条　法第十二条第四項の場合において、当該消滅した法人が行った法第九条の規定による報告は、同項の規定により特定事業承継子会社等がしたとみなされる課徴金対象行為に該当する事実について、当該特定事業承継子会社等が行った同条の規定による報告とみなして、同条の規定を適用する。

第十三条　法第十二条第四項の場合において、当該消滅した法人が行った実施予定返金措置計画申請等又は当該消滅した法人が受けた実施予定返金措置計画認定等は、同項の規定により特定事業承継子会社等がしたとみなされる課徴金対象行為について、当該特定事業承継子会社等が行った実施予定返金措置計画申請等又は当該特定事業承継子会社等が受けた実施予定返金措置計画認定等とみなして、法第十条及び第十一条の規定を適用する。

（国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

十　不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第八条第一項の規定により納付を命じた課徴金及び同法第十八条第二項の規定により徴収する延滞金

（消費者安全法施行令の一部改正）

第三条　消費者安全法施行令（平成二十一年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「第三条」を「第四条」に改める。

（金融庁組織令の一部改正）

第四条　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「第九条第一項」を「第二十九条第一項」に改める。

附　則

この政令は、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十二月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百二十四号

職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令

内閣は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十二号）の一部の施行に伴い、並びに職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項及び第九十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第三条中「別表第二に掲げる」を「厚生労働省令で定める」に改め、同条を第二条とし、第四条を第三条とし、第五条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（キャリアコンサルタント試験の手数料）

第五条　法第三十条の五第一項の規定に基づき登録試験機関が行うキャリアコンサルタント試験を受けようとする者は、当該登録試験機関に手数料を納付しなければならない。

2　前項の手数料の額は、厚生労働大臣が定める額とする。ただし、実技試験にあつては二万九千九百円を、学科試験にあつては八千九百円を超えてはならない。

3　第一項の手数料は、これを納付した後においては、返還しない。

第六条第一項中「同項に規定する」を削り、同条第二項中「金額」を「額」に改め、同条を第七条とし、同条の前に次の一条を加える。

（キャリアコンサルタントの登録等の手数料）

第六条　法第三十条の二十四第一項の規定に基づき指定登録機関が行う登録又は法第三十条の二十の登録証の再交付若しくは訂正を受けようとする者は、指定登録機関に手数料を納付しなければならない。

2　前項の手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　登録を受けようとする者　八千円

二　法第三十条の二十の登録証の再交付又は訂正を受けようとする者　二千円

3　第一項の手数料は、これを納付した後においては、返還しない。

別表第一及び別表第二を削る。